定めることにより、

施策を総合的に推進し、

青少年の健全な育

# ◎徳島県青少年健全育成条例

改正 昭和四十五年三月二十四日 条例第十二号 昭和四十年 七月十九日 条例第三十一号 平成二十二年一二月二十二日 条例第五十号 平成二十年三月三十一日 条例第六号 平成十八年七月十八日 条例第六十七号 平成十七年十二月二十二日 条例第一一九号 平成十三年十二月二十五日 条例第四十八号 平成十一年十月二十六日 条例第二十五号 平成九年十一月二十六日 条例第四十八号 平成八年三月二十八日 条例第六号 平成七年十月十二日 条例第四十七号 平成四年三月二十三日 条例第十一号 昭和五十六年十二月一日 条例第二十一号 昭和五十二年十二月二十四日 条例第三十九号

#### 目 次

第一章 総則(第一条―第四条の四)

第一章の2 青少年の健全な育成に関する基本計画 (第四条

第一 一章 優良興行及び優良図書類の推奨等(第五条・第五条の

第三章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防 (第六条-第十七条)

第四章 徳島県青少年健全育成審議会(第十八条—第二十三条

第五章 雑則(第二十三条の三・第二十三条の四

第六章 罰則(第二十四条—第三十三条)

### 第

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定 を明らかにするとともに、基本計画の策定及び青少年の健全な め、並びに県、県民、保護者、関係職員及び地域住民の責務等 育成を阻害するおそれのある行為の防止に関し必要な事項等を

> 成を図ることを目的とする。 (条例の解釈適用)

第二条 この条例は、前条の目的を達成するためにのみ適用する と権利を不当に制限するようなことがあってはならない。 ものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の自由

第二条の二 青少年の健全な育成は、家庭、学校、地域社会その とを自覚し、心身ともに健やかに成長するよう行われなければ ならない。 他あらゆる生活の場において、青少年が、社会の一員であるこ

#### (県の責務)

第二条の三 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を積 極的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村その他関 係機関と連携して取り組むよう努めるものとする。

3

### (県民の責務)

第三条 すべて県民は、基本理念にのっとり、青少年が健全に育 なければならない。 から青少年を守るとともに、常に良い環境をつくることに努め 成されるように努め、これを阻害するおそれのある行為や環境

### (保護者の責務)

第四条 保護者は、基本理念にのっとり、青少年を健全に育成す るものとする。 ることが自らの責務であることを自覚し、青少年を保護監督す

青少年の健全な育成に努めなければならない。 保護者のうち家庭を構成する者は、良好な家庭環境において、

### (関係職員の責務)

第四条の二 警察官、少年補導職員、教職員、児童相談所の職員 めなければならない。 係職員」という。)は、基本理念にのっとり、青少年に対し常 その他青少年の健全な育成に関する業務に従事する者(以下「関 に懇切かつ誠意ある態度をもつて臨み、その信頼を得るよう努

支援を行うとともに、互いに連携し、その健全な育成に努めな 行為を行っていると認められる青少年に対し、適切な指導又は 関係職員は、基本理念にのっとり、この条例の目的に反する ればならない。

第四条の三 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、 地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなけ

> ればならない。 (青少年の自立)

第四条の四 青少年は、その発達段階に応じて、自主性と責任感 社会的に自立した個人として成長するよう努めなければならな を持ち、自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、

# 第一章の2 青少年の健全な育成に関する基本計画

(青少年の健全な育成に関する基本計画)

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成に関する基第四条の五 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の総合的 本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- (一) 総合的かつ長期的に講ずべき青少年の健全な育成に関す る施策の大綱
- (二) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施 策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- しなければならない。 島県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、
- 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する

5

# 一章 優良興行及び優良図書類の推奨等

第五条 この章、次章及び第6章において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 十八歳に満たない者をいう。
- (二) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その
- (三) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。 (四) 図書類 書籍、雑誌、トランプ、手帳その他の刊行物、絵 者で、青少年を現に保護監督するものをいう。 画、写真及び映写用のフィルム、録画テープ、フロッピーデ

ィスク、ビデオディスク、コンパクトディスク、シー・ディ ー・ロムその他の映像又は音声が記録されているもので機器

- (五) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建 物その他の工作物に掲示され、又は表示されたもの並びにこ を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。 れらに類するものをいう。
- (六)がん具類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。 ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)

第二条第二項に規定する刀剣類を除く。

- (七) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に(七) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に(七) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に
- の物品をいう。 の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他(九) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務

# 第二章 優良興行及び優良図書類の推奨

(優良興行及び優良図書類の推奨)

ることができる。 成のために特に有益であると認められるときは、これを推奨す第五条の二 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育

# 第三章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為

の防止

第六条 保護者は、正当な理由がある場合を除く(夜間外出等の制限)

- ず、又はその承諾を得ないで青少年を連れ出し、同伴し、又は2 何人も、正当な理由がないのに、夜間に保護者の委託を受けに青少年を外出させないように努めなければならない。(後十一時から翌日の午前四時までの時間をいう。以下同じ。)第六条 保護者は、正当な理由がある場合を除くほか、夜間(午
- 示するとともに、青少年をその興行又は営業の場所に入場させる者の見やすい箇所に青少年が入場することができない旨を掲夜間に興行をし、又は当該営業を営む場合は、入場しようとす夜は次に掲げる営業を営む者(以下「興行者等」という。)は、異行を業とし、若しくは主催する者(以下「興行者」という。)とどめてはならない。
- させる営業 客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を (一) 個室又は他から容易に見通すことができない区画において、
- (二) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音

(有害興行の観覧の制限)楽に合わせて歌唱させる営業

- 興行に指定することができる。 ・サストの大きは、当該興行の内容の全部又は一部を有害のと認められるときは、当該興行の内容の全部又は一部を有害が年に観覧させることがその健全な育成を阻害するおそれがあず激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するため、青泉七条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を
- に対する通知をもつて告示に代えることができる。 行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、その興行者2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによって
- てはならない。 できない旨を掲示するとともに、青少年にその興行を観覧させ入場しようとする者の見やすい箇所に青少年が観覧することが3 興行者は、第一項の規定により指定を受けた興行については、
- 該指定を取り消さなければならない。 規定する指定の理由を有しなくなったと認められるときは、当れ事は、第一項の規定により指定をした興行の内容が同項に
- 行を観覧させないように努めなければならない。 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定を受けた興

# (有害図書類の販売等の制限)

- 書類に指定することができる。を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するため、を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するため、第八条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情
- る指定があつた図書類とみなす。 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第一項の規定によ
- に訴えるものでないと認められるものを除く。)又は当該書もの(当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の好色的興味は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)を掲載するペは塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)を掲載するペー)書籍又は雑誌であって、別表第一に定める姿態又は行為を

- (二)別表第一に定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上を占めるもの
- 像が再生されるもの(以下「録画テープ等」という。)その他の映像が記録されているもので機器を使用して当該映ビデオディスク、コンパクトディスク、シー・ディー・ロムビデオディスク、コンパクトディスク、シー・ディスク、
- イ 別表第一に定める姿態又は行為を描写した場面(陰部をといい、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同で、)の描写の時間が、合わせて三分を超えるもの(当該して)の描写の時間が、合わせて三分を超えるもの(当該して)の描写の時間が、合わせて三分を超えるもの(当該して)の描写の時間が、合わせて三分を超えるもの(当該した場面(陰部を三分を超えるものを含む。)
- 以上を占めるもの以上を占めるものとなって定める姿態又は行為を描写した場面の数が、というでは、これでは、当該録画テープ等の場面の総数の五分の一を除く。)又は当該録画テープ等の内容が主として出場面以上あるもの(当該録画テープ等の内容が主として出場面以上を占めるもの
- を不適当と認めたもの知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧又は視聴い。録画テープ等の製作又は販売を行う者で構成する団体で
- (四) 図書類であって、表紙又は包装箱その他の包装の用に供さい。図書類であって、表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に別表第一に定める姿態又は行為を被写体としたの。図書類であって、表紙又は包装箱その他の包装の用に供さ
- のとする。
  ・ 知事は、前項第三号ハの指定をしたときは、当該指定をしたのとする。
- れらのものを閲覧させ、若しくは視聴させてはならない。十三条の四第一項において「販売等」という。)をし、又はこ十三条の四第一項において「販売等」という。)をし、又はこを受けた図書類(第三項の規定により第一項の規定による指定を受けた図書類(第三項の規定により第一項の規定による指定の書類取扱業者は、青少年に対し、第一項の規定により指定
- らのものを閲覧させ、若しくは視聴させないように努めなけれ6 何人も、青少年に対し、有害図書類の販売等をし、又はこれ

ばならない。

- ことができない旨を掲示しなければならない。 列場所の見やすい箇所に青少年には有害図書類の販売等をする内の容易に監視できる場所に置いた上で、当該有害図書類の陳めるところにより、当該有害図書類を他の図書等と区分して店の書類取扱業者は、有害図書類を陳列する場合は、規則で定
- ることができる。 の陳列方法の改善又は同項に規定する掲示を行うことを勧告すの陳列方法の改善又は同項に規定する掲示を行うことを勧告する事は、前項の規定に違反している者に対して、有害図書類
- きことを命ずることができる。その勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきによる勧告を受けた者が正当な理由なく

#### R九条 削险

(有害広告物の掲示の制限等)

- 物の全部又は一部を有害広告物に指定することができる。な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該広告し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全第十条 知事は、広告物の形態又は内容が著しく性的感情を刺激
- 又は管理者に対する通知をもつて告示に代えることができる。行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、その広告主2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによって
- けた広告物を掲示し、又は表示してはならない。 3 広告物の広告主又は管理者は、第一項の規定により指定を受
- しくは内容の変更その他の必要な措置をとらなければならない。広告主又は管理者は、遅滞なく、当該広告物の除去又は形態若広告物について同項の規定による指定があつたときは、その、第一項の規定により指定される以前に掲示し、又は表示され
- の必要な措置を命ずることができる。

  の必要な措置を命ずることができる。

  の必要な措置を命ずることができる。

  の必要な措置を命ずることができる。

# (有害広告文書等の頒布の制限等)

- 当該広告文書等を有害広告文書等に指定することができる。少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとさは、少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとさは、「広告文書等」という。)の形態又は内容が著しく性的第十条の二 知事は、広告を目的とする文書、図画その他の物品第十条の二 知事は、広告を目的とする文書、図画その他の物品
- 行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該広告文書2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによって

- る指定があつた広告文書等とみなす。 
  安の広告主に対する通知をもつて告示に代えることができる。 
  安の広告主に対する通知をもつて告示に代えることができる。 
  安の広告主に対する通知をもつて告示に代えることができる。 
  安の広告主に対する通知をもつて告示に代えることができる。
- 4 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
- 年に頒布すること。 年文書等を含む。以下「有害広告文書等」という。)を青少告文書等を含む。以下「有害広告文書等」という。)を青少により第一項の規定により指定を受けた広告文書等(前項の規定
- 則で定める方法による場合を除く。)。(二)有害広告文書等を青少年が居住する住居へ頒布すること(規
- ること。(三) 有害広告文書等を次に掲げる施設の敷地内において頒布す
- 定する学校(大学を除く。) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規
- 項に規定する児童福祉施設児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第七条第一
- に供される施設で規則で定めるものイからハまでに掲げるもののほか、多数の青少年の利用
- (四) 有害広告文書等を頒布を目的として置くこと。
- 為の中止その他必要な措置を命ずることができる。いるときは、当該違反行為をしている者に対して、当該違反行う 警察官は、前項第四号の規定に違反する行為が現に行われて
- (適用除外)
  (適用除外)
  (適用除外)
- 置かれている場合には、適用しない。 第十条第三項から第五項まで並びに前条第四項第四第十条の三 第十条第三項から第五項及び第六項の規定は、法令の規定により青少年の立ま示しようとする場合若しくは有害広告物が掲示され、若しくは表示されている場合若しくは有害広告物が掲示され、若しくは表示されている場合では、海常広告物が掲示され、若しくは表示されている場合では、適用しない。
- 2 第十条第三項から第五項まで並びに前条第四項第四号、第五

又は観覧が禁止されている間、適用しない。 マは観覧が禁止されている間、適用しない。 東広告物を掲示し、若しくは表示しようとする場合若しくは有害広告ない。 告文書等を頒布を目的として置こうとする場合若しくは有害広告ない。 大さまで、若しくは表示しようとする場合若しくは有害広告で書等を頒布を目的として置こうとする場合若しくは有害広告で書いる。 大されている興行者しくは営業の場所又は第七条第三項項及び第六項の規定は、第六条第三項の規定により青少年の入

(有害がん具類の販売等の制限)

- 類に指定することができる。 知事は、がん具類の構造若しくは機能が人体に危害を気にったい、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該がん具類を有害がん見類に指定することができる。
- できる。できる。ただし、緊急を要する場合は、当該がん具類行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該がん具類2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによって
- よる指定があつたがん具類とみなす。 3 次の各号のいずれかに該当するがん具類は、第一項の規定に
- て、別表第二に定める形状、構造又は機能を有するもの(一)専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であっ
- 収納されている下着る表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物品に(二) 使用された下着である旨の表示をし、又はこれと誤認され
- という。)を青少年に販売し、又は譲渡してはならない。受けたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」受けたがん具類(前項の規定により第一項の規定による指定を受けたがん具類の販売を業とする者は、第一項の規定により指定を
- (自動販売機による販売の自主規制) 有害がん具類を所持させないように努めなければならない。 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に
- 切な措置を講ずるように努めなければならない。する物品、自動販売機の設置場所及び営業時間等について、適健全な育成を阻害するおそれのないように、自動販売機に収納第十一条の二 自動販売機により物品を販売する者は、青少年の

(有害図書類等の自動販売機への収納の禁止等)

有害図書類又は有害がん具類(以下「有害図書類等」という。)第十一条の三 図書類等の販売又は販売の管理を業とする者は、

- を自動販売機に収納してはならない。
- 2 直ちに当該有害図書類等を自動販売機から除去しなければなら に現に収納している図書類等が有害図書類等となったときは、 図書類等の販売又は販売の管理を業とする者は、自動販売機
- ら除去するよう命ずることができる。 管理を業とする者に対して、当該有害図書類等を自動販売機か に収納されているときは、当該有害図書類等の販売又は販売の 知事は、前二項の規定に違反して有害図書類等が自動販売機
- とのないように必要な措置を講じなければならない。 提供者は、当該自動販売機に有害図書類等が収納されているこ 図書類等を販売する自動販売機の所有者及びその設置場所の (自動販売機管理者の設置)

#### 第十一条の四 図書類の販売を業とする者は、自動販売機により 置かなければならない。ただし、自動販売機管理者を置かない 図書類を販売する場合においては、当該自動販売機ごとに、前 販売機については、この限りでない。 条第二項に規定する義務を確実に履行することができる者とし で当該義務を確実に履行することができると知事が認める自動 て規則で定めるもの(以下「自動販売機管理者」という。)を

# (図書類等を販売する自動販売機の設置等の届出)

第十一条の五 図書類等の販売を業とする者は、図書類等を販売 号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 する自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ次の各

- (一) 自動販売機の設置場所
- (二) 自動販売機管理者を置くべき場合にあっては、その者の住 所及び氏名
- (三) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該 当するときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければなら
- (一) 自動販売機の設置場所を変更しようとするとき。
- (二) 自動販売機管理者を変更しようとするとき。
- (三) その他規則で定める場合に該当するとき。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに 該当するときは、遅滞なく知事にその旨を届け出なければなら
- (一) 自動販売機管理者の住所又は氏名に変更があつたとき。
- (二) 自動販売機の使用を廃止したとき

- (三) その他規則で定める場合に該当するとき。
- 4 図書類の販売を業とする者が前三項の規定による届出をする ときには、届出書に規則で定める書類を添付しなければならな

# (図書類を販売する自動販売機への表示)

第十一条の六 図書類の販売を業とする者は、自動販売機により 箇所に、住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在 図書類を販売する場合においては、当該自動販売機の見やすい 表示しておかなければならない。 地及び名称並びに代表者の氏名)その他の規則で定める事項を

第十一条の七 第十一条の三から前条までの規定は、法令の規定 は、適用しない。 設置されている場合又は自動販売機を設置しようとする場合に により青少年の立入りが禁止されている場所に、自動販売機が

2 第十一条の三の規定は、第六条第三項の規定により青少年の 動販売機が設置されている場合には、当該入場又は観覧が禁止 されている間、適用しない。 項の規定により青少年の観覧が禁止されている興行の場所に自 入場が禁止されている興行若しくは営業の場所又は第七条第三

## (質物の受入れの制限)

第十二条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第 二項に規定する質屋は、青少年から物品を質にとつてはならな られるときはこの限りでない。 認められるとき、その他やむを得ない正当な理由があると認め い。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと

## (古物の買受け等の制限)

第十三条 古物営業法(昭和二十四年法律一〇八号)第二条第三 少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるとき、 除く。)を青少年から買い受け、その販売の委託を受け、又は 項に規定する古物商は、同条第一項に規定する古物(古書籍を その他やむを得ない正当な理由があると認められるときは、こ これを青少年との間において交換してはならない。ただし、青 の限りでない。

(テレホンクラブ等営業の利用の防止の努力義務)

第十三条の二 何人も、テレホンクラブ等営業を青少年に利用さ せないように努めなければならない。

第十三条の三 何人も、テレホンクラブ等営業を営む場所(以下 (テレホンクラブ等営業所の広告物の掲示の制限等)

> については、この限りでない。 ンクラブ等営業所の外周に広告物を掲示し、又は表示する場合 は電話番号又は利用カードを販売する自動販売機の設置場所 る広告物を掲示し、又は表示してはならない。ただし、テレホ (以下「テレホンクラブ等営業所の所在地等」という。) に係 「テレホンクラブ等営業所」という。)の所在地、名称若しく

- 2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
- (一) テレホンクラブ等営業所の所在地等を記載した広告文書等 に頒布すること。 (以下「テレホンクラブ等広告文書等」という。) を青少年
- (二) テレホンクラブ等広告文書等を青少年が居住する住居へ頒 布すること(規則で定める方法による場合を除く。)。
- (三) テレホンクラブ等広告文書等を第十条の二第四項第三号イ (四) テレホンクラブ等広告文書等を頒布を目的として置くこと。 からニまでに掲げる施設の敷地内において頒布すること。
- 3 警察官は、前二項の規定に違反する行為が現に行われている 中止その他必要な措置を命ずることができる。 ときは、当該違反行為をしている者に対して、当該違反行為の

(利用カードの販売の制限等)

第十三条の四 何人も、青少年に対し、利用カードの販売等をし てはならない。

- 動販売機を除く。次項及び第二十七条第六号において同じ。) に収納してはならない。 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機 (青少年が利用カードを購入できない措置が講じられている自
- 3 きは、当該利用カードの販売を業とする者に対して、当該利用 カードを自動販売機から除去するよう命ずることができる。 の規定に違反して利用カードが自動販売機に収納されていると 徳島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、前項

第十三条の五 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを ければならない。 る日の十日前までに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出な いて同じ。)を設置しようとするときは、自動販売機を設置す が講じられている自動販売機に限る。以下この条及び次条にお 販売する自動販売機(青少年が利用カードを購入できない措置 (利用カードを販売する自動販売機の設置等の届出)

- (一) 住所、氏名及び電話番号 (法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び電話番号並びに代表者の住所、 氏名及び
- (二) 自動販売機の設置場所

- 三)自動販売機の形式及び製造番号
- (四) 自動販売機の使用を開始する年月日
- 届け出なければならない。動販売機を設置する日の十日前までに、公安委員会にその旨を変更しようとするときは、変更後の自動販売機の設置場所に自変可の規定による届出をした者は、自動販売機の設置場所を
- 会規則で定める書類を添付しなければならない。 4 前三項の規定による届出をするときには、届出書に公安委員

(利用カードを販売する自動販売機への表示)

(適用余外) (適用余外) (適用余外) (適用余外) (適用余外) (適用余外) (適用余外) (適用余外) (適用分一ドを販売する場合においては、当該自動販売機の (の一分) (on ) (on

第十三条の七 第十三条の三(第二項第一号から第三号までを除第十三条の七 第十三条の四(第一項を除く。)、第十三条の四(第一項を除く。)、第十三条の四(第一項を除く。)、第十三条の五段び前条の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されて前条の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されて前条の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に、テレホンクラブ等営業所の所在地等に係る広告物が掲示され、若しくは表ラブ等営業所の所在地等に係る広告物が掲示され、若しくは表ラブ等営業所の所在地等に係る広告物が掲示され、若しくは表して置いる場合、デレホン。

目的として置こうとする場合若しくはテレホンクラブ等広告文は表示されている場合、テレホンクラブ等広告文書等を頒布をは表示されている場合、テレホンクラブ等広告文書等を頒布を関行の場所に、テレホンクラブ等営業所の所在地等に係る広告物を掲示し、若しくは表示しようとする場合若しくは営業の場第十三条の四(第一項を除く。)の規定は、第六条第三項の規第十三条の四(第二項を除く。)の規定は、第六条第三項の規第十三条の三(第二項第一号から第三号までを除く。)及び

**箇用しない。** 置されている場合には、当該入場又は観覧が禁止されている間、 書等が頒布を目的として置かれている場合又は自動販売機が設

(いん行及びわいせつな行為の禁止)

してはならない。 第十四条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつな行為を

ない。 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え又は見せてはなら

(いれずみを施す行為等の禁止)

ない。 第十四条の二 何人も、青少年に対し、いれずみを施してはなら

又は周旋してはならない。 2 何人も、青少年に対し、いれずみを勧誘し、若しくは強要し、

(有害医薬品等の勧誘等の禁止)

ない。 等」という。)の不健全な使用を勧誘し、又は強要してはなら作用を有するものとして知事が定めるもの(以下「有害医薬品作用を有するものとして知事が定めるもの(以下「有害医薬品の覚その他これらに類する作用を有する医薬品その他これらの第十四条の三 何人も、青少年に対し、催眠、めいてい、興奮、

# (場所の提供及び周旋の禁止)

提供し、又はその周旋をしてはならない。れ、又は青少年がこれらの行為を行なうことを知って、場所を第十五条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなさ

- (一) いん行又はわいせつな行為
- (二) いれずみを施す行為
- )有害医薬品等を不健全に使用する行為

### (四) 飲酒又は喫煙

(インターネットの利用環境の整備)

よう努めなければならない。 
第十五条の二 保護者及び青少年の健全な育成に係る関係者は、その内容が著しく性的感情を刺激より得られる情報であって、その内容が著しく性的感情を刺激より得られる情報であって、その内容が著しく性的感情を刺激より得られる情報であって、その内容が著しく性的感情を刺激より得られる情報であって、その内容が著しく性的感情を刺激より得られる情報であって、その内容が著しく性的感情を刺激まり発表の二 保護者及び青少年の健全な育成に係る関係者は、第十五条の二 保護者及び青少年の健全な育成に係る関係者は、第十五条の二 保護者及び青少年の健全な育成に係る関係者は、

を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(イン末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備」 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端

よう努めなければならない。同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法り受信するかどうかを選択することがでる仕組みをいう。以下り受信するかどうかを選択することがでる仕組みをいう。以下りでは、

大変な情報の提供に努めなければならない。
 大変な情報の提供に努めなければならない。
 大変な情報の提供と努めなければならない。
 大変な情報の提供者の関系に関する法律(平成十三年償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年債責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年債責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年債責任)

第十六条 削除

(立入調査)

求め、又は関係人に対して質問することができる。 があると認めるときは、興行者等の興行若しくは営業の場所に、営業時間営業の場所又は質屋若しくは古物商の営業の場所に、営業時間図書類取扱業者の営業の場所、がん具類の販売を業とする者の図書類取扱業者の営業の場所、がん具類の販売を業とする者の関手 14条 知事の指定した者は、この章の規定の施行のため必要第十七条 知事の指定した者は、この章の規定の施行のため必要

ない。
べきであって、正常な業務を妨げるようなことがあってはなら
2 前項の規定による立入調査は、必要最小限度において行なう

分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。 知事の指定した者は、第一項の立入調査に際しては、その身

められたものと解してはならない。 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認

# 第四章 徳島県青少年健全育成審議会

(審議会の設置)

青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。項の調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、徳島県ほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事第十八条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項の

知事に意見を述べることができる。 
全議会は、前項の重要事項に関し必要があると認めるときは、

(審議会の組織)

命する委員三○人以内で組織する。 第十九条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任

(一) 学識経験を有する者

- (三) 業界に関係を有する者(二) 青少年の活動に関係を有する者
- (審議会の会長)(四)関係行政機関の職員
- を定める。 第二十条 審議会に、会長一人を置き、委員の互選によってこれ
- 会長は、会務を総理する。
- が、その職務を代理する。
  会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員
- (審議会の委員の任期)
- の任期は、その前任者の残任期間とする。 ら任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員第二十一条 第十九条第一号から第三号までに掲げる者のうちか
- (審議会の議事の手続)
- 二十二条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の

### (審議会の部会)

- 第二十三条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くこ
- 3.部会に属すべき委員は、会長が審議会の会議に諮って指名する。
- 定める。
  部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって
- 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 員が、その職務を代理する。
  5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委
- 議会の決議とすることができる。 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審

## (審議会への諮問等)

- するために諮問するいとまがないときは、この限りでない。 かじめ、審議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要かじめ、審議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要の指定又は第十一条第一項の指定をしようとするときは、あらの指定又は第十一条第一項の指定、第十条第一項の指定、同条第四項の指定の取消し、第八条第一項の指定、同条第四項の指定の取消し、第八条第一項の指定、同条第四項の指
- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かない

会にその旨を通知しなければならない。で同項本文の推奨、指定又は指定の取消しをしたときは、審議

### 第五章 雑則

(指定等の申出)

(規則への委任)

に関し必要な事項は、規則で定める。 第二十三条の四 この条例に定めるもののほか、この条例の施行

### 第六章 罰 則

則

- 役又は百万円以下の罰金に処する。第二十四条次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲
- (一) 第十四条第一項又は第二項の規定に違反した者
- (二) 第十四条の二第一項又は第二項の規定に違反した者
- 第二十五条 第十五条第三号又は第四号の規定に違反した者は、(三)第十五条第一号又は第二号の規定に違反した者
- 役又は五十万円以下の罰金に処する。第二十六条、次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲行二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- (一) 第八条第五項の規定に違反した者
- (二) 第十一条第四項の規定に違反した者
- 類等を自動販売機に収納していた者(三)第十一条の三第一項又は第二項の規定に違反して有害図書
- 役又は三十万円以下の罰金に処する。第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲
- (一) 第八条第九項の規定による命令に従わなかった者
- (二) 第十条第五項の規定による措置命令に従わなかつた者
- (三) 第十条の二第六項の規定による命令に従わなかつた者
- (四) 第十一条の三第三項の規定による命令に従わなかつた者
- (47)第十三条の四第二頁の規定に違反した者(五)第十三条の四第一項の規定に違反した者(五)第十三条の四第一項の規定に違反した者(1918)第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、
- 第二十八条 第十四条の三の規定に違反した者は、五十万円以下(七)第十三条の四第三項の規定による命令に従わなかつた者 売機に収納していた者 (六)第十三条の四第二項の規定に違反して利用カードを自動販

- の罰金に処する。第二十九条、次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下
- (一) 第六条第二項の規定に違反した者
- 所に入場させた者(二) 第六条第三項の規定に違反して青少年を興行又は営業の場
- (三) 第七条第三項の規定に違反して有害興行を観覧させた者
- (五) 第十条の二第五項の規定による命令に従わなかつた者
- ず、又は虚偽の届出をした者(六)第十一条の五第一項から第三項までの規定による届出をせ
- (七) 第十二条の規定に違反した者
- (八) 第十三条の規定に違反した者
- ず、又は虚偽の届出をした者(九)第十三条の五第一項から第三項までの規定による届出をせ
- しくは虚偽の陳述をした者み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若(十)第十七条第一項の規定による調査若しくは資料の提供を拒
- 罰金に処する。 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の
- (一) 第六条第三項の規定に違反して掲示をしなかった者
- (二) 第七条第三項の規定に違反して掲示をしなかった者
- (三) 第十一条の六の規定による表示をせず、又は虚偽の表示を
- した者(四)第十三条の六の規定による表示をせず、又は虚偽の表示を
- 第三十三条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。ら第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、ら第三十条をでのでの強力での法人又は人の業務に関し、第二十四条か第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人
- 附 則(昭和四十五年条例第十二号)この条例は、昭和四十年十一月一日から施行する。

この条例は、昭和四十五年七月一日から施行する。

則(昭和五十二年条例第三十九号)

- この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。 則(昭和五十六年条例第二十一号) (抄)
- この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。 則(平成四年条例第十一号)
- この条例は、平成四年五月一日から施行する。

1

- この条例は、平成七年十月十八日から施行する。 則(平成七年条例第四十七号)
- 則(平成八年条例第六号)

この条例は、平成八年七月一日から施行する。 (経過措置)

から平成十年六月三十日までの間は、適用しない。 者については、改正後の第十三条の五第一項の規定は、施行日 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる

附 則(平成十年条例第四十八号)

(施行期日)

る部分に限る。)並びに附則第五項の規定は、公布の日から施 定(「場所」の下に「又はテレホンクラブ等営業所内」を加え に一項を加える改正規定及び第十三条の十一第一項の改正規 の下に「。次項において同じ」を加える部分に限る。)、同条 一条の七第一項の改正規定、第十三条の五の改正規定(「限る」 この条例は、平成十年三月一日から施行する。ただし、第十

(経過措置)

- による届出をした者とみなす。 定による届出をした者は、改正後の徳島県青少年保護育成条例 (以下「改正後の条例」という。) 第十三条の四第一項の規定 改正前の徳島県青少年保護育成条例第十三条の四第一項の規
- での間は、改正後の条例第十三条の六第二項第四号の規定は、 については、この条例の施行の日から平成十年三月三十一日ま ホンクラブ等営業所の所在地、名称又は電話番号に係る広告物 この条例の施行の際現に掲示され、又は表示されているテレ
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については

(徳島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の一部改

5 徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。 徳島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成八年

則(平成十三年条例第四十八号)

(施行期日)

律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)の施行 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法

附 則(平成十七年十二月二十二日条例第一一九号)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次 項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第八条第三項第三号ハの指定及びこれに関し必要な 項及び改正後の第十六条の規定の例により行うことができる。 手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条第四

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

則(平成十八年七月十八日条例第六十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。 (経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については なお従前の例による。

附 則(平成二十年三月三十一日条例第六号)

十五条の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二十二年十二月二十二日条例第五十号) この条例は、平成二十年五月一日から施行する。ただし、 第

この条例は、公布の日から施行する。

2 徳島県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年徳島県条例 第三十五号)は、廃止する。

3 この条例の施行後平成二十三年十一月三十日までに任命され にかかわらず、同日までとする。限る。)の任期は、改正後の条例第二十一条第一項本文の規定 条例」という。)第十九条第一号から第三号までに掲げる者に る委員(改正後の徳島県青少年健全育成条例(以下「改正後の

別表第一 (第八条、第十条の二関係)

次のいずれかに該当するもの 姿態 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、

女性がふとももを開いた姿態

陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態

愛ぶの姿態又はこれを連想させる姿態

自慰の姿態

女性の排せつの姿態

するもの 行為 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当

イ 性交又はこれを連想させる行為 強姦その他のりよう辱の行為

同性間の行為

変態性欲に基づく行為

別表第二 (第十一条関係)

性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品

2

3 全裸又は半裸の人形 (気体又は液体で膨張させ、人形となる 電動式振動機を内蔵し、又は装着が可能な構造を有するもの ものを含む。)